

佐世保市業務継続計画・受援計画

(素案)

目次

総論

1 佐世保市業務継続計画・受援計画策定の目的	1
2 佐世保市業務継続計画・受援計画の基本方針	1
2-1 業務継続能力の向上	1
2-2 非常時優先業務の整理	1
2-3 受援体制の確立	1
3 佐世保市業務継続計画・受援計画の位置付け	2

第1章 業務継続計画

1 計画の基本的な考え方	3
1-1 計画の策定趣旨	3
1-2 計画の効果	3
1-3 計画の目標及び対応方針	4
1-4 計画の対象	4
1-5 計画の発動及び解除	4
1-6 非常時優先業務の範囲	5
2 想定する危機事象及び被害想定	5
2-1 想定する危機事象	5
2-2 長崎県地震等防災アセスメント調査（平成18年3月）による地震動の想定	5
2-3 被害想定	6
3 非常時優先業務の選定	7
3-1 選定基準	7
3-2 非常時優先業務の一覧	9
4 非常時優先業務実施のための執行体制	9
4-1 災害対策本部の設置	9
4-2 参集職員数の想定	9
4-3 職員の居住状況（令和3年度調査）	10
4-4 職員の参集可能人数の予測	11
4-5 発災時の対応	11
5 非常時優先業務実施のための執務環境	13
5-1 庁舎	13
5-2 電力	14
5-3 通信	15

5-4	情報システム	16
5-5	エレベータ・空調	17
5-6	上下水道	18
5-7	執務室	19
6	業務継続体制の向上	19
6-1	マニュアル等の整備	19
6-2	教育・訓練の実施	20
6-3	計画の点検	20
第2章	受援計画	21
1	計画の目的と位置付け	21
1-1	計画策定の目的	21
1-2	計画の効果	21
1-3	計画の対象	21
1-4	計画の対象とする支援の範囲	22
1-5	計画の発動・解除	25
2	受援体制の整備	26
2-1	本市の受援体制	26
2-2	人的支援の受入れ	28
2-3	物的支援（物資供給）の受入れ	29
2-4	災害ボランティアの受入れ	31
3	受援対象業務	32
3-1	受援対象業務の選定の考え方	32
3-2	受援対象業務の選定結果	32
3-3	受援対象業務の一覧	32
4	受援力向上に向けた取組	32
4-1	受援計画の修正・推進	32
第3章	資料編	33
1	非常時優先業務一覧表	35
	第1表 応急対策業務	37
	第2表 優先通常業務	57
2	受援対象業務一覧表	109
3	応援協定一覧表	125
4	各種様式集	131

総論

1 佐世保市業務継続計画・受援計画策定の目的

平成7年の阪神淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震では、最大震度7程度を観測し、壊滅的な被害をもたらされた。そのため、多くの尊い人命が失われ、ライフラインも広範囲かつ長期間に亘って停止するとともに、燃料供給が途絶するなど、市民生活や経済活動に重大な支障が生じ、また、その被災は行政も例外ではなく、庁舎の被害や職員の被災などによって行政機能が大きく低下した。

本市では昭和42年7月豪雨以降、大規模災害の経験はないものの、他市の事例などを踏まえ、大規模災害の発生により市の機能が低下する中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限にすることが求められる。そのために、最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策業務を開始するとともに、災害時の応援を可及的速やかに利活用を図る方針を定めることで、応援団体の協力を得ながら総力を結集し、早期に市の機能を復旧させることを目的として、「佐世保市業務継続計画・受援計画（以下、「本計画」とする。）」を策定する。

2 本計画の基本方針

2-1 業務継続能力の向上

近年、他市で発生した東日本大震災や熊本地震などが本市でも起こりえることを念頭に、大規模災害発生時において必要となる人的・物的資源（ヒト・モノ・情報及びライフライン等）について平時から整備・備蓄を行い、ハード・ソフトの両面から災害に対する適切な体制の確保を行うとともに、災害時の業務継続の一助となる応援団体からの協力を効率的に利活用することで、発災後も行政機能の保全を行う。

2-2 非常時優先業務の整理

災害時は、市民の安全確保を最優先することを主眼に、発災後の時系列ごとに実施すべき業務の優先度を整理し、優先度の高い業務から着手する。

また災害時は、時間的制約がある中、限られた職員で様々な災害応急対策業務を実施する必要がある一方、市民の生命を維持するためのライフラインとなる業務など、災害時においても休止することができない業務を継続しつつ、通常の業務体制への復旧も並行して行う必要がある。

このことから、災害時において実施すべき業務の選定を行うことにより、発災時に適時、的確に業務を実施する。

2-3 受援体制の確立

大規模災害時には、非常時優先業務が膨大化し、その業務を行うことができる人的・物的資源が減少し、本市職員だけでは対応できなくなる。また、他市などから人的・物的資源が次々と投入されるものの、受入れ対応できない状況も十分見込まれるところである。一刻も早く行政機能を正常化させるためにも、応援職員を如何に利活用するかを事前に定めておくことが肝要であることから、受援業務や受入窓口を整理し、受援体制の確立を図る。

3 本計画の位置付け

本計画は、上記基本方針に基づき、各対策部における業務継続能力の向上と非常時優先業務の整理、受援体制の確立を図ることとし、佐世保市地域防災計画の下位計画として位置付けるものとする。

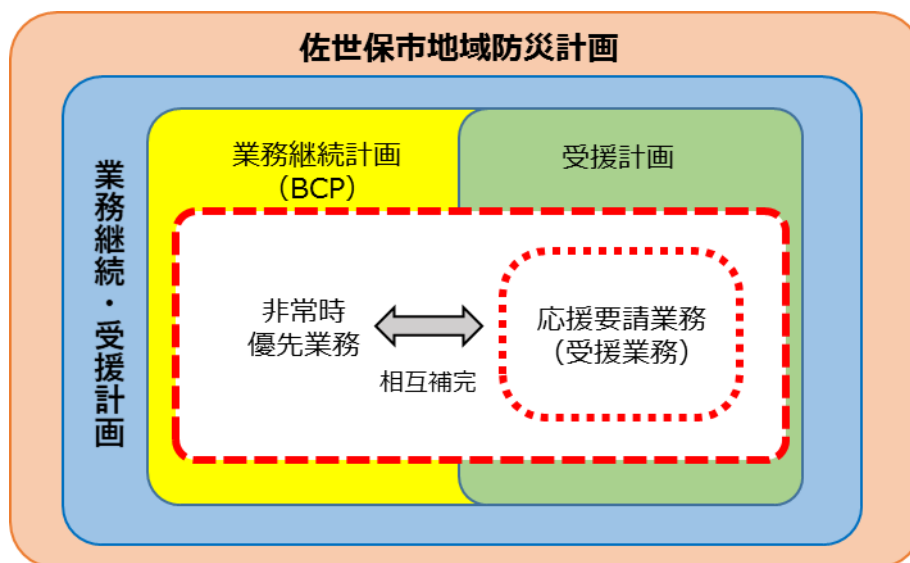


図1 佐世保市地域防災計画と佐世保市業務継続計画・受援計画の関連性について

第1章 業務継続計画

1 計画の基本的な考え方

1-1 計画の策定趣旨

本市において地震や風水害などの大規模な自然災害や原子力災害など、市民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した場合には、災害対策本部を中心に災害対応にあたりるとともに、災害時においても継続して行わなければならない業務を適切に実施する必要がある。

しかしながら、このような危機事象が発生した場合には、市の各機関も周辺地域と同様に被災し、業務実施に不可欠となるヒト、モノ、情報やライフライン等、人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となるおそれがある。

このような状況下においても、行政機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を守るため、最優先させるべき災害応急対策業務及び継続の優先度が高い通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じておくことにより、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう「佐世保市業務継続計画（Business Continuity Plan）」（以下、業務継続計画という。）を策定する。

1-2 計画の効果

業務継続計画を策定し業務継続のための必要な措置を講じることにより、発災直後から災害応急対策に迅速に取り組むこと、また通常業務においても行政サービスの低下を最小限にとどめることが可能となる。

大規模災害が発生した場合、行政機能も被害を受けるため、全ての業務が中断する可能性が大きい。業務継続計画を策定していない場合、業務実施に必要な資源に制約を受けた状況下で、通常業務の中からどの業務を継続するかをその場で判断していかなければならない。更に、災害に伴い応急的に行うべき業務も新たに発生するため、業務効率の低下、行政サービスの質の低下を招くこととなる。

業務継続計画を策定し、行政機能が被害を受け、制約を伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ検討し、災害時に行うべき対応や業務を明確にしておくことで、発災直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、速やかに業務に着手することが可能となる。また、被災により制約を受ける業務資源を災害時に行うべき業務に集中的に投入することで、その業務のレベルを向上させることができる。

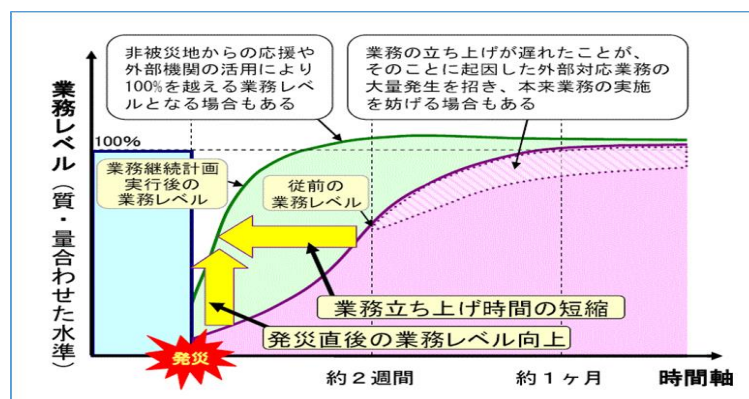


図1-1 業務継続計画実践に伴う効果のイメージ

出典：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

1-3 計画の目標及び対応方針

(1) 目標

業務継続計画の目標は、以下のとおりとする。

- ① 大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ② 市民生活や経済活動への影響を最小限にとどめる。

(2) 対応方針

市は、業務継続のため必要な体制として、以下の対応方針に基づき業務を実施する。

- ① 市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の中でも災害応急対策を最優先に実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源は、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。
- ③ 通常業務については、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

1-4 計画の対象

業務継続計画は、下記の組織が所管する業務を対象とする。

- ① 佐世保市事務分掌条例（昭和44年条例第2号）に定める局、部、かい及び室
- ② 消防局
- ③ 教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局
- ④ 議会事務局
- ⑤ 水道局

上記②から⑤までの組織については、災害対策基本法第62条第2項の規定により市長の実施する応急措置に協力することを前提として、合わせて定めるものである。

【災害対策基本法】

第62条（略）

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

1-5 計画の発動及び解除

(1) 発動基準

市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、業務継続計画を自動発動する。また、市内に震度5強以下の地震が発生した場合または市民生活に重大な影響を与える大規模な洪水や土砂災害などが発生した場合で市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときは、業務継続計画を発動する。

(2) 解除

災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに、業務継続計画の解除を宣言する。ただし、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順

次再開するものとする。

1-6 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、以下の業務とする。

- (1) 応急対策業務 … 発災後直ちに実施すべき災害応急対策業務及び復旧・復興業務
- (2) 優先通常業務 … 通常業務のうち、災害時においても継続が求められる業務

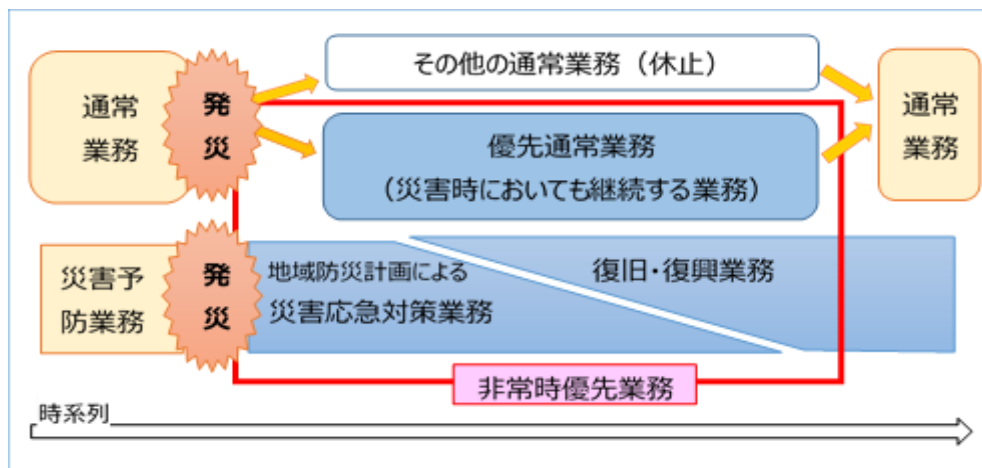


図 1-2 非常時優先業務のイメージ

2 想定する危機事象及び被害想定

2-1 想定する危機事象

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うにあたって、地域防災計画における風水害、地震災害、津波災害に係る計画想定のうち最大の被害が想定される地震災害を被害の前提とし、市全体の被害及び周辺の被害を想定する。

2-2 長崎県地震等防災アセスメント調査（平成18年3月）による地震動の想定

長崎県は、県内における地震等による災害危険性を科学的、総合的に評価し、地震等防災対策上の基礎資料として、長崎県地域防災計画に反映することを目的として上記調査を実施した。

この調査報告書において検討された長崎県内に被害を及ぼす地震の震源として想定する活断層及び本市の予測震度を表2-1に示す。

想定活断層	地震規模 (マグニチュード)	本市の予測震度 (本土部)
雲仙地溝北縁断層帯	M7.3	震度3-5弱
雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	M7.7	震度4-5強
島原沖断層帯	M6.8	震度3-4
橘湾西部断層帯	M6.9	震度3-5弱
大村一諫早北西付近断層帯	M7.1	震度4-5強
布田川・日奈久断層帯（熊本県）	M8.0	震度3-4
警固断層帯（福岡県）	M7.2	震度3-4

表 2-1 想定活断層による震度予測

また、同報告書においては、活断層の有無とは無関係に県内各市町の直下で M6.9（震源上端深さ 3 km）を震源とした震度予測がなされており、その場合の本市の予測震度を表 2－2 に示す。

震源	地震規模	本市の予測震度 (本土部)
本市中心部直下	M6.9	震度 6 弱－6 強

表 2－2 本市中心部直下の震源を想定した震度予測

2－3 被害想定

(1) 揺れによる建物倒壊

表 2－1、2－2 に基づき想定する本市の被害の推計は、長崎県地震等防災アセスメント調査によると以下のとおりである。

地震動 (震度 6 弱－6 強)	建物被害	大破棟数	6,006 棟	本市中心部直 下の震源によ る被害想定
	人的被害	死亡	350 人	
		重傷者 (負傷者のうち入院が必要な者)	512 人	
		負傷者	3,772 人	

表 2－3 本市中心部直下の震源を想定した被害予測（建物倒壊）

(2) 建物倒壊以外の被害

建物倒壊以外の被害については、本市中心部直下地震における被害予測は行われていないため、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）（平成 25 年 3 月 18 日：中央防災会議）」及び「気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日改定：気象庁）」を参考に以下のとおり想定する。

被害区分	被害の状況
火災	木造密集市街地が連担している地域などを中心に、地震火災が同時多発する。 出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊し延焼被害を受けた家屋内での閉じ込め、延焼拡大時の屋外での逃げまどいが発生する。 ※季節・時間帯・風速により被害量は異なる。
斜面崩壊	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。
液状化	地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

表 2－3 建物倒壊以外の被害予測

(3) ライフラインの被害予測

また、市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握することを目的とし、ライフラインの被害状況を次のとおり想定する。

ライフライン	被害予想
電気・水道	震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で供給が停止することがある。
ガス	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。
電話通信等	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。

表 2－5 ライフラインの被害予測

出典：気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日改定）

3 非常時優先業務の選定

災害発生時には多大な災害対策業務が発生するうえ、職員・庁舎等も被災し業務資源に制約がある中で業務を実施しなければならない。

このような状況下で非常時優先業務を実施するため、通常業務を可能な限り休止または縮小することで、最大限の業務資源を災害応急業務に投入する必要がある。

「1－6 非常時優先業務の範囲」を踏まえ、応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を対象に、発災後のいつの時期までに業務を再開する必要があるか（この時期を以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、早期に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

3－1 選定基準

(1) 対象期間

非常時優先業務の選定対象とする期間は、発災直後から業務実施環境が概ね回復し通常業務への移行が確立すると考えられる 1 カ月以内の期間とする。

(2) 選定基準

「1－3 計画の目標及び対応方針」に基づき、以下により非常時優先業務の選定を行う。

ア 応急対策業務

佐世保市災害対策本部規程の分掌事務に規定する全ての応急業務及び復旧業務を選定する。

イ 優先通常業務

通常業務のうち、社会機能を維持するために必要な業務、中断した場合に市民生活に多大な影響を与える業務を選定する。

ウ 業務影響度の分析

業務影響度の分析については、非常時優先業務の開始・再開が遅延する場合に地域社会に重大な影響が発生するまでの期間（目指すべき業務開始目標時間）を時系列ごとに設定する。加えて業務の遅れによる影響に係る項目を追加する。

〔業務の遅れによる影響を判断する際の視点〕

- ・ 地域社会への影響
- ・ 法令等の適切な執行
- ・ 他業務への影響
- ・ 重大性レベル

「影響の重大性レベル」の評価基準

影響の重大性		各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容
I	軽微	・ 社会的影響はわずかにとどまる。
II	小さい	・ 若干の社会的影響が発生する。
III	中程度	・ 社会的影響が発生する。
IV	大きい	・ 相当の社会的影響が発生する。
V	甚大	・ 甚大な社会的影響が発生する。

上記により選定した非常時優先業務について、共通目標として、以下のとおり発災後の時間経過に応じた目標を業務ごとに定める。

- ①発災 ～ 3時間以内：初動体制の確立、被災状況把握、情報発信
- ②3時間 ～ 3日以内：応急活動、他の業務の前提となる行政機能の回復
- ③4日 ～ 2週間以内：災害復旧、窓口行政機能の回復
- ④2週間 ～ 1カ月以内：災害復旧、窓口行政機能の回復の本格化

上記基準による非常時優先業務及び業務開始目標時間の基本的な考え方を、以下の基準表に定める。

	業務開始 目標時間	応急対策業務	優先通常業務
初動体制確立	3時間以内	○初動体制の確立（職員参集・安否確認・災害情報収集・分析等） ○被害状況の把握 ○救助・救急体制の確立 ○情報発信（災害広報計画） ○避難所の開設	
応急活動	1日以内	○二次被害防止に係る措置 ○ライフラインに関わる施設の応急復旧 ○衛生環境の回復 ○避難者に対する支援	○重要な業務システムの復旧 ○応急対策業務の前提となる業務
	3日以内	○被災者支援	○他の業務の前提となる行政機能の復旧
災害復旧	2週間～1 カ月以内	○生活再建支援 ○災害復旧	○金銭支給事務 ○縮小・休止業務の再開

表3－1 非常時優先業務選定基準表

3-2 非常時優先業務の一覧

非常時優先業務の選定結果及び業務開始目標時間については、第3章 資料編「1 非常時優先業務一覧」に記す。

4 非常時優先業務実施のための執行体制

想定する地震が発生した際、組織、人員についてどの程度確保可能であることを確認する。

4-1 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において「佐世保市災害対策本部」を設置し、災害対策を実施する。

地震災害における災害対策本部の設置基準は以下のとおりである。

【佐世保市地域防災計画第3編第2章第1節 組織動員計画】

3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

ア 本市に震度4以上の地震が発生した場合で、目に見える建物損傷や地形変化等があり、住民に混乱等が認められたとき。

イ 気象庁が津波予報区（長崎県西方）に大津波警報・津波警報を発表したとき。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部が設置された場合、本部室を本庁舎5階庁議室に設置する。災害対策本部の設置が決定された場合、本部対策部、財務対策部管財班、総務対策部情報班は速やかに本部室の設営を行う。

各対策部は、本部室に連絡員を派遣し、本部と対策部内各班との連絡調整を行う。

（連絡員の活動内容）

- ・対策部の被害状況、活動状況を本部対策部に報告
- ・本部長からの命令、指示、伝達事項等を対策部に報告

(2) 災害対策本部会議の開催・運営

各種災害情報の共有、災害応急対策方針の決定、各対策部の活動の総合調整を行うため、本部室において本部会議を実施する。本部会議は本部長、副本部長、本部員をもって構成し、本部対策部において総合調整を実施する。

4-2 参集職員数の想定

想定地震が発生した場合には、職員及びその家族も被災することを想定し参集可能要員を考える必要がある。想定地震における職員等の被害と参集可能要員は、下記の条件をもとに想定する。

【参集の条件】

- ① 業務継続が困難な条件のもとで検討を行うため、勤務時間外に発災したと想定し、職員は自宅からの参集とする。
- ② 想定地震（震度6弱～6強）が発生した場合、佐世保市地域防災計画第3編第2章第1節「組織動員計画」に基づき、全ての職員が参集対象となる。

【佐世保市地域防災計画第3編第2章第1節 組織動員計画】

7 災害対策本部の配備体制

本部は本部長の指令により、次の配備区分にしたがい、職員を配備し活動する。

配備区分	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 要 員
第3配備	(1) 大災害が発生し、または大災害が予想される場合 (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員を配備し、本部の全活動にあたる。	全職員

8 職員の動員指令

- (1) 略
- (2) 指示によらない参集

職員は勤務時間外、休日において、災害の発生を知ったとき若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、動員指示を待つことなく、速やかに指定された場所に自主参集しなければならない。

ただし、交通機関の不通、通行不能などにより、指定された場所へ参集できない場合は、最寄りの各地区災害対策本部又は本庁へ参集しなければならない。

4-3 職員の居住状況（令和3年度調査）

上記条件においての職員参集可能人数を把握するため、正規職員の通勤距離を集計した。

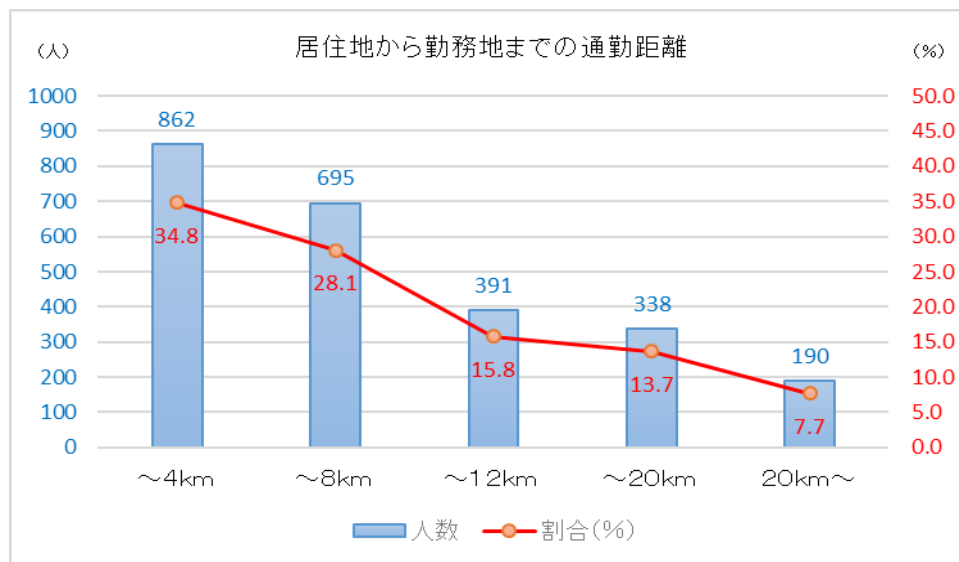


表4-1 職員の通勤距離調査結果

全体の78.7%の職員が12km圏内に居住している。
20km圏外に居住する職員は全体の7.7%である。

4-4 職員の参集可能人数の予測

職員の参集可能人数の予測にあたっては、上記の職員の通勤距離を踏まえながら、職員及びその家族の被災や公共交通機関の被害等について考慮するため、国土交通省業務継続計画（平成19年）等を参考に、以下の条件を設定し時系列で想定する。

(職員参集の考え方)

●地震発生3時間後

徒歩(4km/h)で参集すると想定し、12km圏内の職員が参集可能。しかし、職員またはその家族の被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。したがって、12km圏内の職員のうち6割が参集可能。

●地震発生1日後

20kmを超えると参集・帰宅困難になると想定し、20km圏内の職員が参集可能。しかし、3時間後の招集と同様の理由で4割が参集できず、6割が参集可能。

●地震発生3日後

1日後と同様

●地震発生3日後以降

3日後以降は、公共交通機関は徐々に回復し、20kmを超える職員も徐々に参集可能。職員またはその家族が被災した割合を除く9割が参集可能。

※3日後から1カ月後の間は、その間を直線補完して計算。

以上の想定結果を踏まえ、勤務時間外に発災した場合に想定される市職員の経過時間毎の参集状況は次のとおりである。

		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1カ月
参集 不可 能	徒歩で参集できない	21%	8%	8%	6%	4%	0%
	職員または家族の被災(10%)	8%	9%	9%	9%	10%	10%
	救出・救助活動(30%)	24%	28%	28%	0%	0%	0%
参集可能		47%	55%	55%	85%	86%	90%
計		100%	100%	100%	100%	100%	100%

表4-2 参集可能職員の予測結果

4-5 発災時の対応

(1) 課題

課題	・職員に事故があるときの安否確認 ・幹部職員等の不在 ・要員の不足
----	---

(2) 対策の方向性

① 安否状況の確認方法の確立

災害時における非常時優先業務を円滑に実施するため、職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握する。

ア 事前の対応

安否確認を円滑に行うため、各所属で次の事項を事前に実施しておく。

- ・電話番号及び携帯電話のメールアドレスを掲載した名簿の作成及び携帯電話への登録
- ・災害伝言板・災害用伝言ダイヤル等を用いた情報伝達方法の確認

イ 発災時の対応

所属長は職員の安否確認を以下の手順で行い、部局ごとに災害対策本部総務対策部職員班へ報告する。

- ・職員の安否状況は、課かい単位で確認する。
- ・職員は、発災後速やかに課かい長等に安否状況を報告する。
- ・課かい長は、安否の報告がない職員に対し、安否及び参集の可否等について確認を行う。

② 代替職員の指定による指揮命令系統の確立

発災直後の参集率が低い状況においても組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されていることが重要である。決裁権者が不在の場合、連絡が取れない場合については、佐世保市事務処理規程に基づき代決をする職員により対応する。

③ 要員の内部での配置調整及び外部からの確保

発災直後から多量の災害応急業務が発生するが、業務の規模や必要人員等は災害の規模や状況によって変化するため、人員配置については状況に応じ適切に行わなければならない。

職場によって特に職員が不足する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- ・業務継続計画の発動により業務の絞り込みを図ってもなお職員の不足が生じるときは、部局内において人員を調整する。
- ・部局内における調整を行ってもなお職員の不足が生じるとき、業務の特殊性により特定の職員（有資格者、前任者等）を必要とするときは、災害対策本部「本部対策部受援調整班」に受援要請する。

5 非常時優先業務実施のための執務環境

地震発生時に、確保可能な業務資源について、想定する地震が発生した際にどの程度利用可能であるか本庁舎を中心に確認する。

5-1 庁舎

被害想定

- ・災害時防災拠点としての耐震基準を満たしている庁舎は継続して使用可能と想定
- ・耐震工事が完了していない庁舎は使用困難と想定

(1) 現状

市有施設のうち、建築基準法の耐震基準が強化された昭和56年以前に建てられた災害時の拠点となる建築物及び特定建築物については、「佐世保市耐震改修促進計画」等に基づき耐震診断及び耐震対策が図られているところであり、市有特定建築物の耐震化率は、令和3年9月時点において81.2%である。

【参考：本庁舎の状況】

建築年	構造	耐震改修
昭和49年	SRC 地上13階・地下2階	H22実施済

(2) 課題

課題	・耐震性を確保していない施設は使用困難となるおそれがある。 ・躯体が耐震基準を満たしていても、天井等の非構造部材が破損し、業務継続に支障をきたすおそれがある。
----	--

(3) 対策の方向性

事前対策	●「佐世保市耐震改修促進計画」等に基づいた耐震対策に引き続き取り組む。
発災時の対応	●発災後速やかに被災状況を確認し、使用の可否を判断する。 ・発災後、財務対策部及び都市整備対策部は速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する。 ・使用継続ができない庁舎、執務室は、立ち入り禁止の措置を施し明示するとともに、代替施設を確保する。

5-2 電力

被害想定

- ・発災後 72 時間は外部からの電力供給はないと想定

(1) 現状

本庁舎、各支所、中央保健福祉センター、消防署等の防災上の重要拠点は、電力の途絶に備え、必要な機能を維持するための非常用発電設備を有している。また、その他の施設についても、業務に応じ非常用発電設備を有している。

【参考：本庁舎の状況】

項目	非常用発電機
発電量	1,000 kVA (800 kW)
接続時間	商用電源供給停止から非常用発電機の電圧確立まで約 50 秒
燃料	A 重油
冷却方式	ラジエータ冷却方式
供給範囲	本庁舎全体
備蓄燃料	16,950ℓ (2.5 日分)

(2) 課題

課題	・非常用発電設備の供給能力によっては、電力の使用を制限する必要がある。 ・燃料の安定確保ができない場合がある。
----	--

(3) 対策の方向性

事前 対策	●非常用発電機の確実な起動体制を確保する。 ・非常用発電設備を設置する施設においては、電力が供給されるコンセントを外観から識別できるよう区別しておく。 ・手動での起動が必要な設備については、訓練等を通じ発電機の起動手順に習熟する。
発災時の 対応	●非常用発電設備を有する施設については、運転時間を延長させるため、電力使用を制限する。 ●電力が途絶した場合、非常用電源設備の運転時間を延長させるため、燃料の安定確保が可能となるまでの間、以下の機器の稼働を停止する。 ・空調 ・エレベータ（機材の搬入及び急病人の搬送等を除く） ・執務室内の照明の 2 / 3 ・非常時優先業務の執行に必要な機器 ●協定に基づく燃料調達を行う。 ・長崎県石油商業組合との協定に基づき、本庁舎、中央保健福祉センター、消防署等の防災上の重要拠点への燃料供給を実施する。

5-3 通信

被害想定

- ・一般回線は輻輳により使用困難と想定
- ・災害時優先電話については通信網の損傷がなければ発信可能と想定

(1) 現状

○一般電話

電話交換設備のある施設においては、電力が途絶した場合には使用できなくなるが、非常用発電機からの電力供給を得ることができる施設においては使用が可能である。ただし、一般電話の回線は輻輳により使用不能になることが想定される。

災害時優先電話は発信のみ優先の扱いであり、着信については一般電話と同様である。

【参考：本庁舎の状況】

項目	回線数
一般回線	63 回線
災害時優先通信	19 回線

○携帯電話

携帯電話は業務に応じ各課で所有している。携帯電話も一般電話と同様に輻輳により使用不能になることが想定される。

○その他の通信手段

電力及び通信網が損傷した場合に利用可能な通信手段について以下に記す。

項目	概要	回線数
長崎県防災行政無線	無線通信または地域衛星通信ネットワークを介し通信を実施する（本庁・消防局）	地上系 2 衛星系 2
衛星携帯電話	衛星を経由し通信を実施する（防災危機管理局他 4 台）	5
防災行政無線	親局と子局において相互通信が可能	1（子局数 30）

(2) 課題

課 題	通信網の損傷・輻輳等により、使用が制限されるおそれがある。
-----	-------------------------------

(3) 対策の方向性

事前 対策	●固定電話の輻輳、通信網の損傷に備えその他の通信手段の確保に努める。 ●固定電話以外の通信手段の操作の習熟に努める。 ・災害時優先電話については、通常の固定電話と区別がつくように色分け等の表示を行う。
発災時の 対応	●通信網が損傷した場合、早急に通信手段の確保及び復旧対策を依頼する。 ・九州総合通信局に災害対策用通信機器の要請を行う。 ・災害により通信が途絶した場合、NTT 西日本に回線の復旧及び臨時増設を依頼する。

5-4 情報システム

被害想定

- ・地域イントラネットの被害により、一部の施設において情報システムが使用できなくなると想定

(1) 現状

情報システムは、サーバ及びクライアントで構成され、機器はラック内に収容されボルト固定によって転倒防止対策が実施されている。また、保守管理については多くを外部事業者に委託している。一部のシステムについてはクラウドにより運用されており、災害によるデータ損害リスクへの対策が図られている。

ネットワークは、主要な機器については冗長化が行われている。回線は保守契約しており、ネットワーク回線が被災した場合、一部の出先の施設において保守対応まで情報システムが使用できなくなるおそれがある。

(2) 課題

課題

- ・情報システムの復旧には専門知識を要するため、職員のみでの対応が困難。
- ・ネットワークの復旧まで情報システムが使用できない。

(3) 対策の方向性

事前対策

- 市の業務全体に影響する重要なシステムについては、最優先の復旧を実現するため計画（ICT-BCP）を策定している。
- 業務継続が求められるシステムについては、代替手段を検討する。
 - ・保守業者等と連携し災害時の復旧体制について検討する。
 - ・情報システムを使用しない業務の実施方法（手処理、他庁舎での業務代行）について検討する。
- サーバの転倒防止の措置を講じている。

5-5 エレベータ・空調

被害想定

- ・エレベータ・空調は点検が完了するまで稼働不能と想定

(1) 現状

○エレベータ

エレベータには地震時管制運転機能があるため、地震発生の際には自動停止し最寄りの階まで下降しドアが開く。地震発生後は、点検後異常がなければ稼働が可能であるが、地震を起因とする停電が発生した場合、ほとんどの施設においてはエレベータ稼働電力を含む非常用発電設備が設置されていないため稼働ができなくなる。

【参考：本庁舎の状況】

項目	一般用	人荷用
定員	17 名	17 名
積載荷重	1, 150 k g	1, 150 k g
地震時管制運転	あり	あり
台数	4	1

○空調

空調機については、地震によって本体、冷媒管やドレン管等が損傷するおそれがある。点検後異常がなければ可能であるが、停電が発生した場合ほとんどの施設で使用できなくなる。

(2) 課題

課 題	・本震以降も強い余震が当分の間継続することが予想される。 ・発災直後は電力復旧の見込みがつかない。
-----	--

(3) 対策の方向性

発災時の対応	●エレベータ、空調機は原則使用禁止とする。 ・エレベータについては、余震が予想されるため、点検完了後も機材の搬入及び急病人の搬送等を除き原則使用禁止とする。 ・空調機については、設備一式の点検が完了するまで使用しないものとする。 ・エレベータ・空調機については、点検完了後、非常用発電設備にて稼働可能な場合においても、燃料調達及び電力復旧見込みがつくまでは極力使用を控える。
--------	--

5-6 上下水道

被害想定

- ・上水道は発災後 72 時間は断水すると想定
- ・下水道は上水道復旧後も使用困難と想定

(1) 現状

上水道については、ほとんどの施設において受水槽で水道水を貯水し、加圧給水方式若しくは高架水槽方式により各フロアへ水を供給している。

また、一部施設においては雨水槽を設置し中水をトイレの用水に使用している。

上下水道の断水または停電時には、上水道は使用できない。また、建物内の給水系統にも被害が生じ、執務室や電子機器が漏水による被害を受けることが考えられる。

上水・中水が使用できる場合でも、施設の排水設備または下水道に障害がある場合は、トイレ等の使用は控えなければならない。

【参考：本庁舎の状況】

項目	上水
受水槽の容量	200 m ³
高架水槽の容量	30 m ³
1 日の使用量	34 m ³
用途	飲用及び雑用

(2) 課題

課題	・上水道の供給が停止する。 ・下水が使用できなくなる。
----	--

(3) 対策の方向性

事前 対策	●給排水設備の被災に備えた代替策を検討する。 ・飲料水については備蓄、受水槽からの採水等の方策を検討する。 ・トイレについては、災害用トイレの備蓄、マンホールトイレの整備等の代替策を検討する。
発災時の 対応	●発災直後は、上下水道の利用は禁止する。 ・漏水等による二次被害を防止するため、設備の健全性が確保されるまでは、給排水を停止する。 ・停電、断水、設備の障害がある場合、手洗い、トイレ等の利用は禁止する。

5-7 執務室

被害想定
・什器類の転倒、ガラスの飛散、机上のパソコン等の落下、ファイル等の散乱が発生すると想定

(1) 現状

執務室のロッカー、キャビネット等の転倒、ガラスの飛散、天井パネルの剥離、机上のパソコンの落下等が発生すると、業務再開までに多くの人数と時間を要する。また、キャスター付きの大型のOA機器等が揺れにより移動することで人的・物的な被害が発生させる。

(2) 課題

課題	発災直後に建物が使用可能と判断された場合も、散乱した事務機器等の片付けに時間を要するため、初動体制への着手が遅延し、業務遂行の妨げとなることが懸念される。
----	---

(3) 対策の方向性

事前対策	●什器類の転倒防止対策を実施する。 ・発災時に被害が発生させる恐れのある什器類は固定具等を用い転倒防止対策を実施する。固定が困難な什器類に対しては、来庁者や職員が負傷する危険が少ない場所に配置する。 ●ガラスの飛散防止対策を実施する。 ・窓ガラスについては、執務室内への被害及び落下による被害を防ぐため、飛散防止フィルムの貼付、安全性の高いガラスへの取換え等の対策を行う。
------	--

6 業務継続体制の向上

大規模災害が発生した場合、業務継続計画や部局の業務マニュアル等に基づき各対策部は自律的に行動することが要求されるが、日頃防災活動に無関心、無関係であっては、災害時に自律的に応急対策を実施し、かつ実効性を発揮することはできない。職員一人ひとりが当事者意識を持ち、平時より応急対策に備え、業務継続体制の向上を図っていくことが重要である。

6-1 マニュアル等の整備

業務継続計画は災害時の業務継続の基本的な方針を定めるものであり、業務継続計画の最大の目的である「大規模災害から市民の生命・身体及び財産を守る」ためには、各所属における非常時優先業務の的確な遂行が不可欠である。

各所属においては、発災時に業務継続を図るため、非常時優先業務のマニュアル、チェックリスト等をあらかじめ整備する。

なお、マニュアル等については、責任者が不在の場合や他部局の応援職員が使用することを想定し、円滑に業務ができるよう記述する。

6－2 教育・訓練の実施

職員の対応能力の向上を目的に、業務継続の考えを加味した訓練を実施する。また、国内で大規模災害が発生した場合に派遣する応援要員の経験を通じ、業務継続に対する知見の蓄積を図る。

6－3 計画の点検

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであるから、検討結果を踏まえても完全な体制が構築できるとは限らない。また、社会的な外部環境の変化や組織の改編等により、業務資源も絶えず変化する。発災時に実際に機能する計画とするために、継続的に計画の点検・見直しを行い、業務継続体制の向上を図る。

点検・見直しは、以下のタイミングで実施する。

- ① 被害想定の見直し時
- ② 地域防災計画の改正時
- ③ 組織改編時
- ④ 訓練、災害対応等で業務継続体制の課題が明らかになった時

各所属においては、第3章資料編「非常時優先業務一覧」において定める業務開始目標時間内に業務を実施、再開できるように、ボトルネック（業務継続の阻害要因）の洗い出し及び対策を検討していくものとする。

第2章 受援計画

1 計画の目的と位置付け

1-1 計画策定の目的

災害救助法が適用されるような大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき通常業務に対応しなければならないが、その一方で、庁舎の被害や職員の被災など、行政機能が大幅に低下する事態が十分想定される。

受援計画の策定目的は、支援を要する業務や受入れ体制などを事前に具体的に定めておくことによって、被災による市自らの行政機能だけでは対応できない事態に対し、他の自治体や関係機関、民間事業者、NPO、ボランティアなど多方面からの支援を最大限に活かすことにより、効果的な災害応急対策の実施と迅速かつ効率的な被災者支援の実現を目指す。

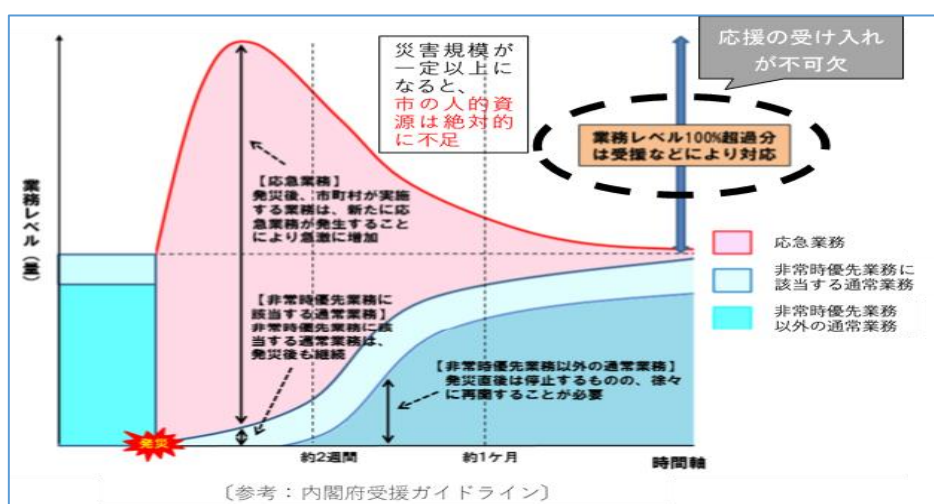


図1-1 発災後に市町村が実施する業務の推移

1-2 計画の効果

受援計画を策定することにより、予め非常時優先業務のうち応援要請業務の明確化並びに受援に必要な組織整備を行うことで、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する危機事態」も考慮した非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、発災直後の混乱で行政が機能不全になることを可能な限り回避し、早期に多くの業務を実施できるようになる。また、自らも被災者である職員の睡眠や休息、帰宅等、健康管理・精神衛生面の配慮確保にも寄与する。

1-3 計画の対象

受援計画は、災害発生後から想定される応援・派遣の形態のうち、下記の点線枠内の「初動期」、「救援活動期」における応援・受援を対象範囲とする。

「受援」：災害時に他の地方公共団体や指定行政機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの提供を受け効果的に活用すること
「応援」：災害時に災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、又は自主的に人的・物的資源等を支援・提供すること

被害規模が大きくなり、復興の取組に至るまでの対応が長期化すると、別の枠組みによる支援が必要となることから、受援計画の発動基準（「1－5 計画の発動・解除」）に基づき、原則として3カ月以降は受援計画の対象としないものとする。

受援計画の対象となる範囲	（3日～1週間・1週間～3カ月） 初動期・救援活動期	<u>災害対策基本法に基づく応援</u> 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 第67条：他の市町村長等との間の応援 第68条：市町村長等と都道府県知事等との間の応援 第74条：都道府県知事等との間の応援	【想定業務】 避難所運営支援 支援物資集積所支援 住家被害認定調査 など
		<u>相互応援協定等に基づく応援</u> 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣、応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 【根拠】 災害時相互応援協定等	【想定業務】 協定に規定された業務 （第3章資料編「3 応援協定一覧」参照）
	（1週間～3カ月） 救援活動期	<u>ボランティアによる応援</u> 個人又は団体が災害応援を任意に行うものや、市がボランティアセンターに応援を要請するものがある。 ボランティアは市職員の身分を付与されない。	【想定業務】 避難所運営支援 集積物資配付 など

復旧・復興期	<u>地方自治法に基づく派遣</u> 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通公共団体の長に対し派遣を求めることができるもの。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。 【根拠】 第252条の17第1項：職員の派遣	【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧） など
--------	--	---

1－4 計画の対象とする支援の範囲

受援計画では、災害発生時に行われる外部からの人的、物的支援を対象とし、その範囲は以下のとおり想定する。

(1) 本市に人的支援を行う団体等（以下「応援団体等」という。）

- ① 国・地方公共団体
- ② 消防機関
- ③ 自衛隊
- ④ 医療機関
- ⑤ 災害時応援協定締結団体
- ⑥ ボランティア
- ⑦ その他の団体

(2) 本市に行われる物的支援（物資供給）の種類

① 物資の調達に係る受援

- ア 国・長崎県からの物資の受入れ
- イ 災害時応援協定に基づく物資の調達
- ウ 救援物資の受入れ

② 物資の物流に係る受援

- ア 集積場所の運営
- イ 輸送業務

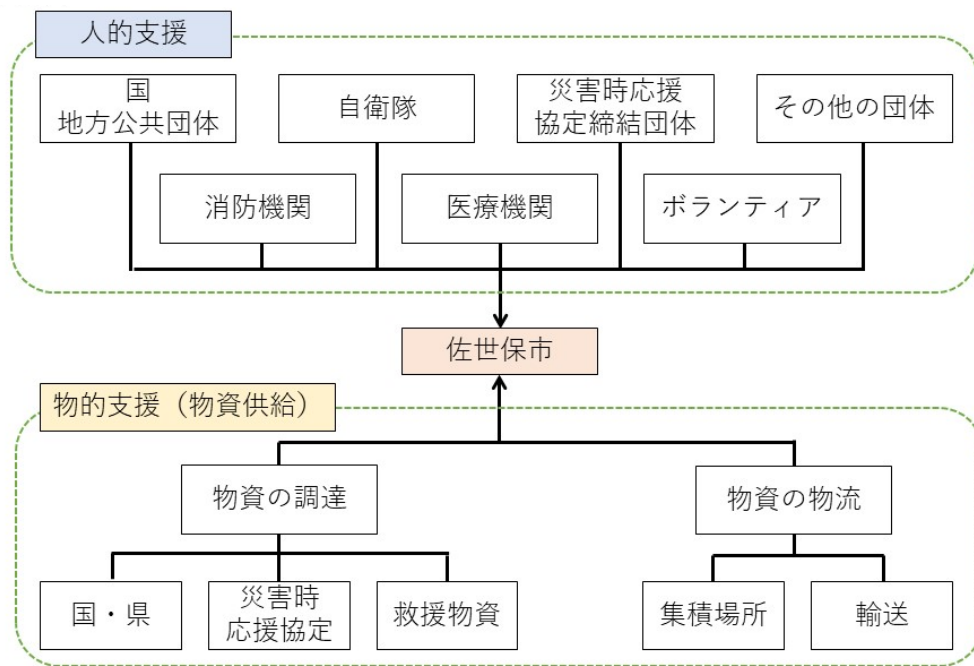


図 1-2 受援計画対象の支援範囲

(3) 応援の種類

① 地方公共団体による支援

同一都道府県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において事前に締結している災害時相互応援協定等に基づく支援のほか、応急給水、被災水道施設や被災下水道施設の応急復旧に係る支援、保健所等による健康危機管理に関する支援（DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム）等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

② 国等による支援

国の職員等により、各省庁の所掌事務に応じたリエゾン派遣のほか、緊急消防援助隊や災害派遣医療チーム、TEC-FORCE、D. Waste-Net など、関係省庁等によるあらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

③ 応急対策職員派遣制度による支援

災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成される「総括支援チーム」による被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握等を行

う災害マネジメント支援を行う。

また、被災都道府県及び管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な場合において、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として、1対1で割り当てる「対口支援方式」による応援職員の派遣を行う。

④ その他の団体等による支援

民間企業等との間で事前に締結した応援協定に基づく支援もある。応援協定を締結していない場合でも、自主的な応援活動として民間企業、NPO、ボランティア団体等の様々な団体から支援が行われる。

【国による主な支援】

関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の搬送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資機材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	・急性期 (概ね48時間以内) から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地外に搬送する広域医療搬送
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポートアドバイザーチーム (MAFF-SAT)	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関連施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援 (気象庁防災対策支援チーム (JETT))
国土交通省	全国被災建築物応急危険度判定協議会	被災建築物の応急危険度判定
国土交通省	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)	・一時仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援

1-5 計画の発動・解除

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、受援計画を発動し、応援要請を行うなど受援体制を開始する。

(1) 発動要件

受援計画の発動要件は次のとおり設定する。

① 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合

過去の事例では、震度6弱以上の場合に甚大な人的被害、建物被害等が発生しており、他の地方公共団体等から先遣隊が派遣されることが想定される。

九州市長会防災部会の「九州市長会における災害時相互支援プラン」では震度6弱でプラン適用となる。

② その他、大規模な洪水や土砂災害などが発生し、本部長が必要と認めた場合

(2) 発動期間

発動期間は、「発災後3カ月」を基本とするが、必要に応じて、発災後3カ月以降の応援受入れも想定する。なお、応援の種類と発動期間は概ね以下のとおりとする。

応援の種類		時期（発災後）					
		3時間程度	3時間から24時間程度	24時間から72時間程度	4日から2週間程度	3週間目から1カ月程度	1カ月以降
人的支援	国 地方公共団体			←			→
	消防機関	←				→	
	自衛隊	←				→	
	医療機関	←				→	
	災害時応援協定締結団体			←			→
	ボランティア				←		→
	その他の団体				←		→
物的支援 (物資供給)	物資の調達に係る受援			←			→
	物資の物流に係る受援			←			→

表1-1 応援の種類と想定される応援時期

(3) 解除要件

本部長は、災害対策本部の閉鎖をもって、受援計画を解除する。また発動期間（3カ月）又は非常時優先業務が収束した場合においても解除することができる。

2 受援体制の整備

2-1 本市の受援体制

(1) 基本的な考え方

受援計画発動時における応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部局等において主体的に実施することとし、庁内の情報収集、全体調整を担当する受援調整班を本部対策部内に設置する。

(2) 受援を担当する組織・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、本部対策部及び応援受入れ各課に、次のとおり、受援を担当する組織及び担当者を設置する。

① 本部対策部

本部対策部内に受援に関する全体調整を担当する「受援調整班」を設置することとし、その構成は以下のとおりとする。また、ボランティア（福祉活動）及び物資に関しては、市民生活対策部及び保健福祉対策部が受援調整班からの要請を受けて応援団体等と調整を行うものとする。ただし、交通の途絶、被災などにより、班長、副班長の参集が困難な場合には次席の職員がその役割を担う。

(受援調整班)	
班長	: 総務対策部（職員班）班長（職員課長）、副班長（行財政改革推進局次長）
副班長	: 本部対策部（本部対策班）班長（防災危機管理局主幹） (災害対策本部との連絡調整)
受援担当	: 総務対策部（職員班） (災害時の規模で判断するが、必要人数は最低2名とする)
ボランティア担当	: 市民生活対策部（ボランティア班）、保健福祉対策部（ボランティア班） (必要人数は最低1名とする)
応援物資担当	: 市民生活対策部（食糧及び物資配給班） (必要人数は最低1名とする)

表2-1 受援調整班の構成

② 応援受入れ各課

応援を受け入れる各課に、受援業務責任者及び受援担当者を置く。

ア 受援業務責任者

応援団体等から派遣される行政職員や民間企業従業員に対して、業務に関する指揮命令を行う。

イ 受援担当者

応援職員等の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う。

(3) 受援体制の概要

受援体制の概要図は、次のとおりとする。

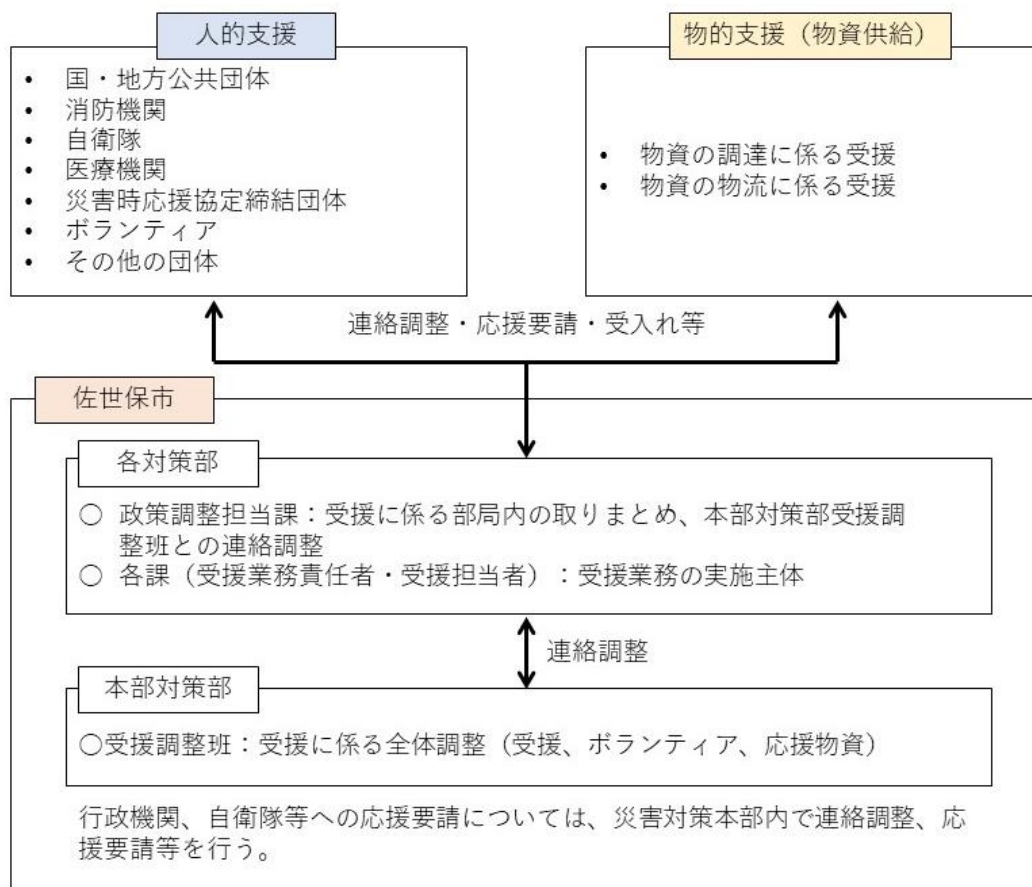


図 2-1 受援体制の概要図

(4) 本部対策部の受援調整班の役割

受援調整班の基本的な役割については、以下のとおりとする。

- ① 受援に関する状況収集、取りまとめ
- ② 市民生活対策部及び保健福祉対策部との受援の連携に関する取りまとめ
- ③ 各対策部からの応援要請の受援業務シート等の取りまとめ及び応援団体への要請
- ④ 応援団体等からの応援状況に基づいた、各対策部への割り振り及び取次ぎ
- ⑤ 応援受入れに伴う業務間の調整
- ⑥ 市が求める受援に関する外部への情報提供及び情報発信
- ⑦ 定期的な調整会議の開催

(5) 各対策部の応援受入れ各課（受援担当）の役割

各対策部における受援担当の基本的な役割については、以下のとおりとする。

- ① 応援職員等の受入れ
- ② 受援調整班との連絡及び受援調整
- ③ 応援職員等への連絡及び調整等
- ④ その他応援職員等へのサポート

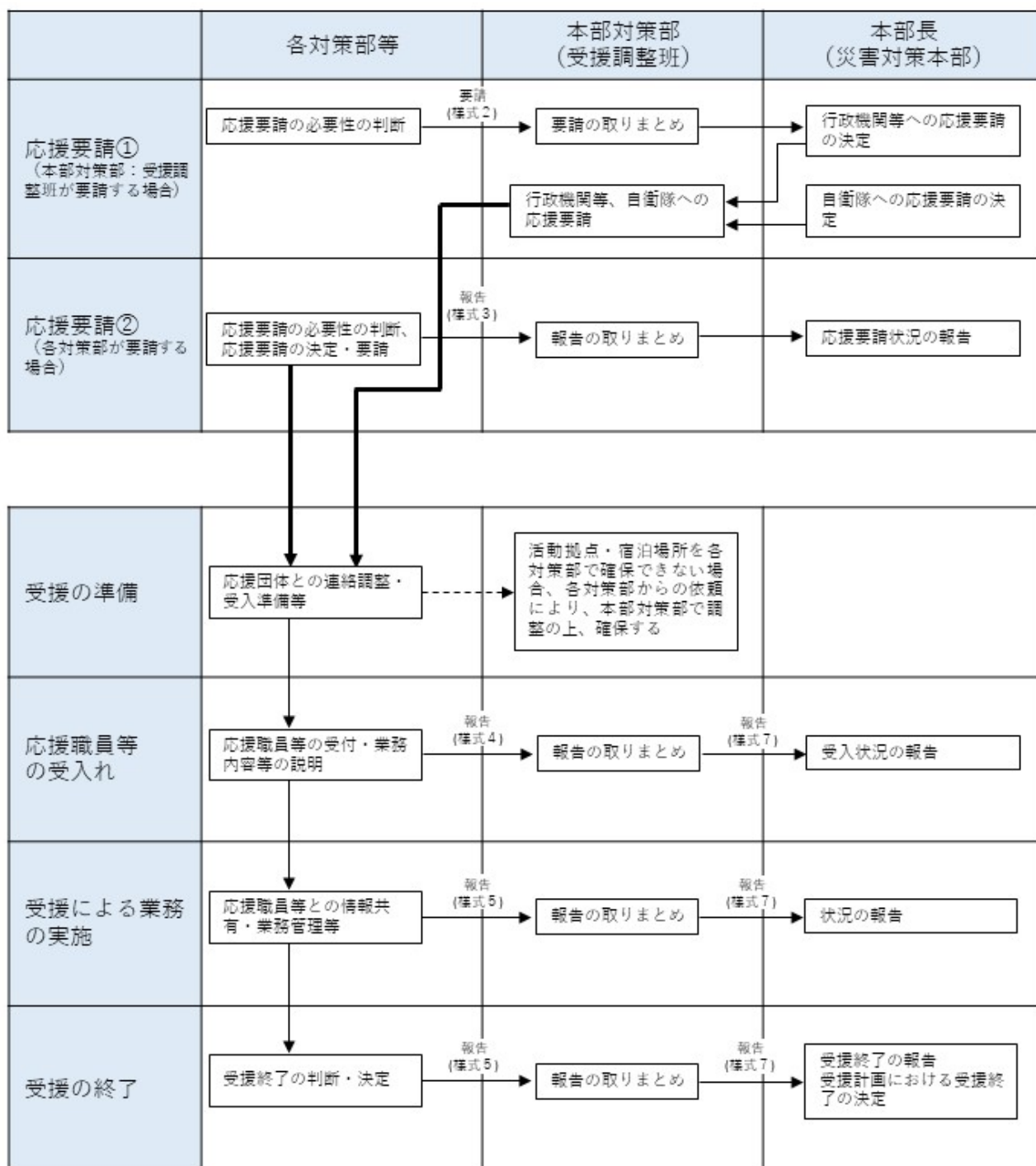
2-2 人的支援の受入れ

(1) 受援担当

受援調整班における総務対策部（職員班）が、国や地方公共団体等からの人的支援（ボランティアを除く）について担当する。ただし、各部局において民間企業、民間団体との応援協定がある場合は、各部局が応援要請を行い、受援調整班にその報告を行うものとする。

(2) 受援の流れ

受援の流れに関する基本的な事務フローは、以下のとおりとする。



※ 様式については、第3章 資料編「4 各種様式集」のとおり

※ 行政機関等には、一般ボランティア及び受援調整班が応援要請する協定締結団体を含む

※ 費用負担については、原則として応援要請課が支払いを行う

(3) 応援側へ発信する情報

応援を要請する場合には、「受援シート（様式１）」及び「各対策部応援要請シート（様式２）」を活用し、下記に留意しながら積極的に情報を公開していくものとする。

- ①通行止めの状況、宿舎等の受入条件等、支援者の活動に有益な情報
- ②支援する際の留意事項
- ③資格・経験の必要性の有無
- ④応援要請期間（原則として１週間以上のサイクルを目途）
- ⑤応援要請人数又は不明な場合は要請規模

(4) 費用負担

協定や要請に基づく応援の場合には、応援職員の旅費、救援物資の購入費、車両等の燃料費、資機材類の輸送費等については、概ね本市が負担することとなるが、その他については、それぞれの協定等で定められているとおりとする。

また、災害救助法が適用されると避難所の設置等一部の業務の費用については、長崎県が支弁する旨の周知を行うものとする。

なお、要請に基づかない自主的な応援（プッシュ型）の場合については、応援に要する費用負担を応援側に依頼することとする。

(5) 応援の撤収要請（受援終了）

応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、各対策部は受援調整班と協議の上、その撤収を決定し、その旨を報告する。

報告を受けた受援調整班は、応援団体に撤収の要請について調整し、調整が終了したときには災害対策本部へ報告するものとする。また、応援団体側の事情による応援終了の判断については、その意向に従うものとする。

２－３ 物的支援（物資供給）の受入れ

大規模災害時の支援物資の受入れについては、交通の遮断や燃料不足、被災状況や支援ニーズの把握が困難なことにより受援調整に時間を要する等、様々な問題が生じることが想定される。

また、本市では、発災から３日間に必要となる最低限の物資について、備蓄品の整備を行っているが、避難生活の長期化や物流の復旧に時間がかかる場合等、物資が不足することも想定される。

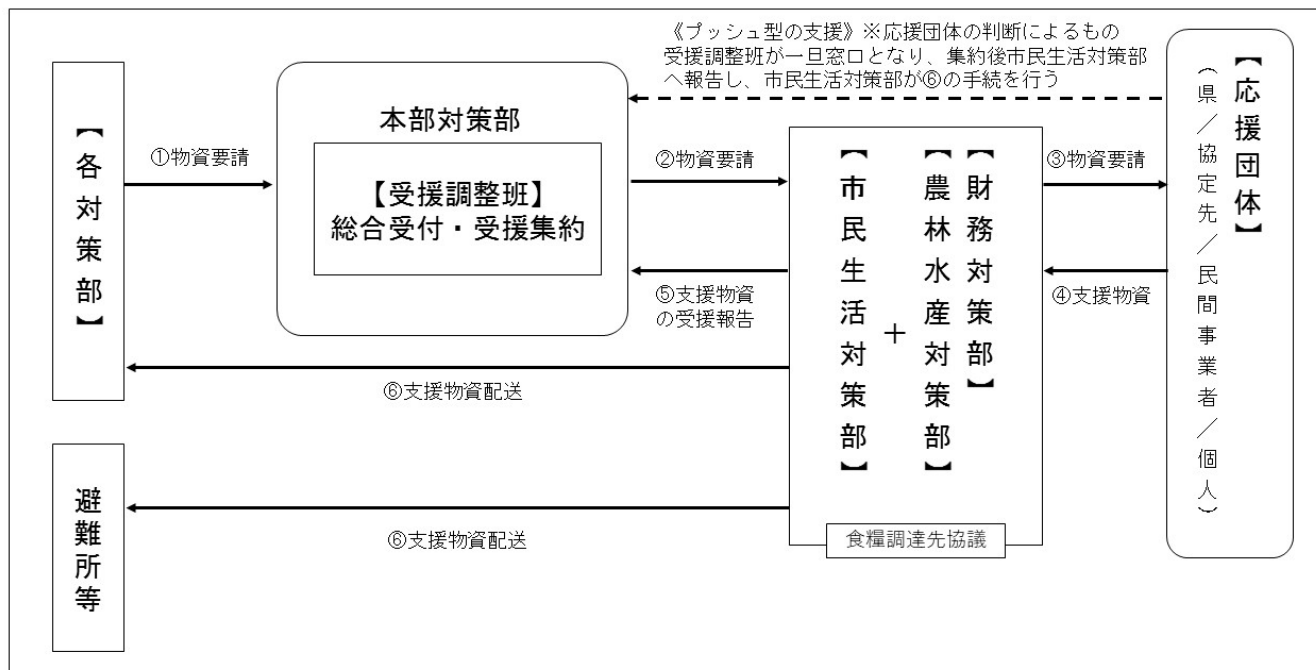
これらの想定される問題について、物資供給をスムーズに実施するため、支援物資の受入れ及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

(1) 受援担当

受援調整班における市民生活対策部（食糧及び物資配給班）が、農林水産対策部（農業畜産班）及び財務対策部（物資調達班）と連携し、物資支援の受入れ及び供給を担当する。

(2) 物的支援（物資供給）の流れ

物的支援（物資供給）の流れに関する基本的事務フローは、以下のとおりとする。



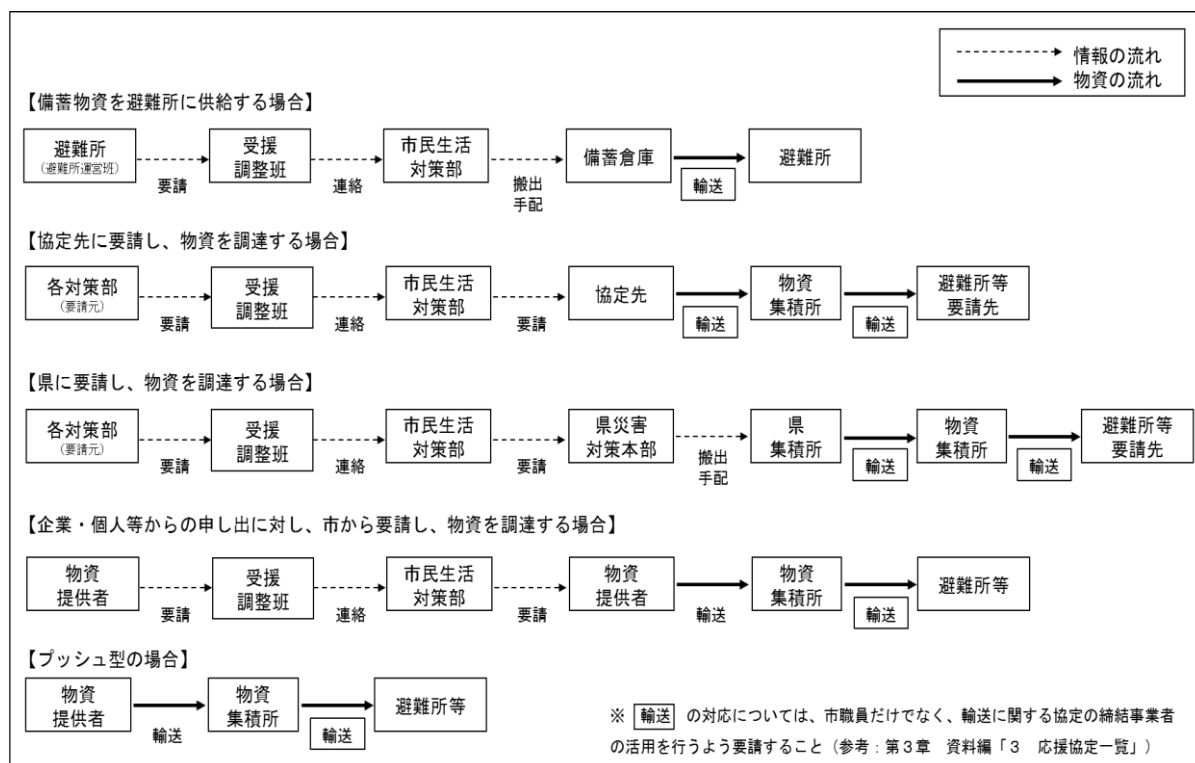
(3) 支援物資の応援要請・調達方法

① 応援要請

支援物資及び輸送に関する応援要請は、第3章 資料編「3 応援協定一覧」を参照して、応援団体等に対して行うものとする。

② 調達方法の想定

支援物資の調達方法としては、下記の手順を想定し、県や協定先等から提供を受けたものを備蓄倉庫や民間施設等、本市で選定する支援物資集積所に集積し、被災者等に配布するものとする。また、市民生活対策部内での要請、集積、輸送担当等の役割分担や調達方法についても、災害対応マニュアル等の中で定めておくものとする。



(4) 支援物資集積所の設置

支援物資集積所の選定にあつては、長崎県災害時受援計画及び本市地域防災計画により、下記の候補地から施設の被災状況を踏まえ選定するものとする。

【支援物資集積所候補地】

- ・体育文化館 ・東部スポーツ広場 ・総合グラウンド ・旧ポリテクセンター体育館
- ・小佐々海洋センター体育館 ・江迎地区文化会館インフィニタス ・鹿町体育館
- ・佐世保吉井活性化センター（ソレイユ吉井） ・世知原中学校武道館 ・宇久行政センター
- ・道の駅「させばっくす99」

また、市内16箇所に設置している備蓄倉庫についても、支援物資集積所としても使用することとし、それでも不足する場合には、その他の公共施設や、協定締結事業者、運送会社や倉庫会社等の民間施設についても協力を求めることとする。

(5) 義援物資の取扱い

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、その募集に当たっては、報道機関に協力を求めるとともに、立て看板、ポスター等の掲示及び関係機関等を通じて一般市民に呼びかけを行い、選定した支援物資集積所に集約するものとする。

2-4 災害ボランティアの受入れ

大規模災害時の災害ボランティアの受入れについては、本市からの応援要請によるものだけでなく、受援調整班が関知しない被災地に訪れる個人や組織への対応も想定される。

これらの受入れについて、事前に対応方法を定めておくことにより、迅速かつ効果的な支援を受けることが可能となる。

このことから、佐世保市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携し、円滑な活動を支援するため、必要な調整等に当たるものとする。

(1) 受援担当

受援調整班における市民生活対策部（ボランティア班）又は保健福祉対策部（ボランティア班）が、ボランティアセンター（社会福祉協議会）への要請及び受入れを担当する。

(2) 要請ニーズの把握及び報告

受援調整班は、各対策部からのボランティアの要請ニーズを取りまとめ、市民生活対策部又は保健福祉対策部に報告し、またボランティアの応援状況の情報を集約するものとする。

市民生活対策部又は保健福祉対策部は、ボランティアの募集に関してボランティアセンター（社会福祉協議会）と調整及び各対策部又は避難所等へ応援決定の報告等を行うものとし、その状況について受援調整班へ報告するものとする。

(3) ボランティアセンター設置とボランティア受入方法

ボランティアの受入方法については、市民生活対策部又は保健福祉対策部の依頼により、佐世保市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録、受入れ、派遣を行うこととする。なお、資格、専門性を有する人材の確保については、「2-2 人的支援の受入れ」によるものとする。

3 受援対象業務

3-1 受援対象業務選定の考え方

人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理する。

佐世保市業務継続計画で定めた非常時優先業務のうち、各部局の人員状況や他自治体の災害状況を勘案して、受援対象として考えられる151業務を受援対象業務として選定する。

3-2 受援対象業務の選定結果

各部局の受援対象業務数については、下表のとおりである。

部局名	受援対象業務数
各対策部共通	1
避難所運営班	2
本部対策部	8
企画対策部	5
総務対策部	4
財務対策部	6
市民生活対策部	15
子ども対策部	3
環境対策部	9
保健福祉対策部	25
観光商工対策部	3
農林水産対策部	23
土木対策部	11
都市整備対策部	4
港湾対策部	4
教育対策部	8
給水対策部	8
消防対策部	12
合計	151

3-3 受援対象業務の一覧

非常時優先業務の中で、各部局で想定した受援対象となる受援対象業務は、第3章 資料編「受援対象業務一覧表」に定める。

4 受援力向上に向けた取組

4-1 受援計画の修正・推進

受援計画は、PDCA（PLAN－DO－CHECK－ACTION）サイクルを活用して、災害時での有効性を確実なものにするため、各部局は新しい国の制度や知見等、環境変化に伴う必要な見直しを随時実施するものとする。また、研修、訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていくものとする。

第3章 資料編

1 非常時優先業務一覧表

第1表 応急対策業務

第2表 優先通常業務

2 受援対象業務一覧表

3 応援協定一覧表

4 各種様式集

(様式1) 受援業務シート

(様式2) 各対策部応援要請シート (受援調整班への要請用)

(様式3) 各対策部応援要請報告シート (受援調整班への報告用)

(様式4) 応援職員等名簿

(様式5) 受援状況報告シート (受援調整班への報告用)

(様式6) 事務引継書シート

(様式7) 応援要請・受援状況管理表

(様式8) 支援物資 避難所配送一覧表

